○中部地方整備局告示第百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から事務所の所在地の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月十三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＣＩ東海

三(1)　事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	愛知県岡崎市羽根北町二丁目一番一

(2)　変更年月日

平成二十三年六月一日

○中部地方整備局告示第百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から事務所の所在地の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月十三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	愛知県豊田市若宮町一丁目一番地

(2)　変更年月日

平成二十三年六月一日

○中部地方整備局告示第百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十三日

中部地方整備局長　富田　英治

別表二項中「愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号」を「イ　愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号　ロ　愛知県岡崎市羽根北町二丁目一番一」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年六月一日から施行する。

○四国地方整備局告示第五十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十三年六月十三日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

四国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　愛媛建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	高橋　範子、石**﨑**　洋介、堀川　雅代

(2)　変更年月日

平成二十三年六月六日

国会事項

衆議院

議案提出

六月九日委員長から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災復興基本法案（東日本大震災復興特別委員長提出）

津波対策の推進に関する法律案（災害対策特別委員長提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

議案送付

六月九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

スポーツ基本法案

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

議案撤回承諾要求書受領

六月九日内閣から次の要求書を受領した。

内閣閣第一〇六号

平成二十三年六月九日

内閣総理大臣　菅　**直**人

衆議院議長　横路　孝弘殿

本年五月十三日に提出した東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案は、都合により撤回いたしたいので、国会法第五十九条の規定によって貴院の承諾を求めます。

内閣閣第一〇七号

平成二十三年六月九日

内閣総理大臣　菅　**直**人

衆議院議長　横路　孝弘殿

本年五月十三日に提出した地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件は、都合により撤回いたしたいので、国会法第五十九条の規定によって貴院の承諾を求めます。

議案撤回承諾及び通知

六月九日本院は次の内閣提出案の撤回を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

議案撤回

六月九日議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

津波対策の推進に関する法律案（二階俊博外六名提出、第百七十四回国会衆法第二八号）

東日本大震災復興再生基本法案（石破茂外四名提出、衆法第八号）